

大久野島未来づくり実行委員会運営細則

(部会の設置)

第1条 実行委委員会の下に設置する部会は、次の部会から構成される。

- (1) ウサギ部会
- (2) 広報部会
- (3) 観光部会

(検討事項)

第2条 部会では、次の事項に関する協議や活動を行う。

- (1) ウサギ部会
ウサギの個体群管理を土台にした利用の適正化（ウサギ全般、ルール・マナー、モニタリング調査、その他管理）に関する事項
- (2) 広報部会
普及啓発に関する事項
- (3) 観光部会
魅力の向上（混雑対策含む）に関する事項

(部会事務局)

第3条 部会の会務を処理するための事務局を設ける。

- (1) ウサギ部会
環境省中国四国地方環境事務所
- (2) 広報部会
環境省中国四国地方環境事務所
- (3) 観光部会
竹原市産業振興課

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 部会の会議運営
- (2) その他部会に関する事項

附則

この細則は、令和3年11月22日から施行する。

この細則は、令和4年7月11日に改正する。（観光部会事務局の設置）